

事務連絡
令和2年2月26日

都道府県
各指定都市 地域子ども・子育て支援事業担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い幼稚園や小学校が臨時休業した場合
の子どもの預かりについて

保育所等（児童厚生施設、認可外保育施設及び問い合わせ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）の子どもや職員（以下「子ども等」とする。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）などでお示ししているところです。

幼稚園や小学校が臨時休業になった場合であって、保護者の就労により子どもの預かりが必要なときについては、下記にご留意いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

記

保護者が医療職などの社会的要請が強い職業等に就いている場合であって、その子どもの預かりが必要なときについては、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等が代替の方法として考えられるところであり、各市区町村においては、都道府県等や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要に応じて対応を検討すること。

○本件についての問合せ先

(新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口)

TEL : 0120-565653 (フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分 (土日・祝日も実施)

(子育て援助活動支援事業について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4957)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp